

備前市立吉永中学校 いじめ防止基本方針			令和7年4月 策定	
いじめに関する現状と課題				
昨年度の本校の暴力行為発生数は0であり、規範意識が高く、落ち着いた集団生活を過ごすことができている。いじめに関する認知件数は2件であった。SNSにかかるトラブルの発生やトラブルにつながる状況が見られたため、情報モラル教育のさらなる充実が必要である。また、からかいや感じ方の違いから人間関係トラブルにつながる状況も見られたので、ソーシャルスキルにかかる指導の充実も必要である。				
いじめ問題への対策の基本的な考え方				
「いじめは絶対に許さない」という風土を保ちながら、道徳教育や人権教育の充実と態度化を図り、望ましい人間関係づくりや規範意識等の社会性の醸成に取り組み、〔 恕 （思いやり）〕の心を発揮できる生徒の育成を学校の組織力を生かして推進していく。				
<重点となる取組> ・教職員の人権感覚を磨き、いじめにつながる言動を許さず、その場ですぐに指導することを徹底する。また報告・連絡・相談が速やかにでき、組織的に対応できる体制をつくる。 ・生徒の主体的な活動を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。 ・道徳・人権教育の充実を図り、様々な場面で生徒が「いじめ」「人権」について考えることができるようにする。また生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を計画的に実践する。				
保護者・地域との連携	学校		関係機関等との連携	
	いじめ対策委員会 ＜役割＞ 基本方針に基づき、未然防止のための取組や発生したいじめ事案への組織的な対応の検討 ＜開催時期＞ 定例会は週1回開催。緊急時は適宜行う。 ＜教職員への周知＞ 直後の職員会議で全教職員に周知し、内容の徹底を図る。緊急の場合は職員朝礼で伝達する。 ＜構成メンバー＞ 校長・教頭・教務主任・各学年主任・生徒指導主事 養護教諭・スクールカウンセラー 等 全教職員		＜連携機関名＞ ・岡山県教育委員会 ・備前市教育委員会 ・備前市青少年育成センター ・備前警察署 ・岡山県中央児童相談所 ＜連携の内容＞ ・ネットパトロールによる監視 ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換会議の実施 ・保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣や生徒支援のためのSCとの連携 ＜学校の窓口＞ 校長・教頭・生徒指導主事	
① いじめの防止	恕の気持ちを醸成し、望ましい人間関係を構築できる力の育成 （道徳教育・人権教育の充実） ・特別な教科道徳を要として、規範意識、思いやりなどの豊かな心の育成に取り組む。 ・人権教育年間計画に則って、各教科・特別活動・総合的な学習の時間等での取組を行う。 （主体的活動の推進） ・生徒会活動や学校行事などでの自治的活動を推進し、自己有用感の獲得を目指す。 ・人権集会で「いじめ」について取り上げ、アンケート結果の考察や人権劇などの実施により、生徒の規範意識の高揚を図る。 （情報モラル教育の推進） ・インターネット利用状況のアンケート結果などを活用して、授業や特別な教科道徳、学級活動などで情報モラル教育を推進する。 ・スマートファンなどの情報端末機器がもたらす様々な問題について、保護者にも啓発し、一緒に考える風土をつくる （授業改善と望ましい集団づくりの推進） ・魅力ある授業づくりや個別指導の充実、ユニバーサルデザイン化などを行い、「わかった」「できた」という充実感や自己有用感の獲得を目指す。 ・特別活動などを通して、「悪いことは注意し合える集団」「安心して生活できる集団」「他者と自分の違いを認め合える集団」を目指す。 ・〔傍観者〕〔観衆〕などの集団構造を意識して「いじめを許さない集団」づくりを行う。 ・毎日の「生活ノート」のやりとりを通して、生徒一人一人の実態把握及び担任との人間関係構築に努める。 （教職員の資質向上） ・定期的に校内研修を行ったり、外部講師を招聘したりして、教職員のカウンセリング能力や授業力、生徒指導や特別支援教育のスキル向上を図る。 （地域や家庭との連携） ・PTAや学校評議員、地域の関係団体と連携し、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定する。 ・学区内の認定こども園・小学校と連携し、いじめ防止の取組についての情報交換や協議を行う。			
	② 早期発見	「いじめはどこにでも、誰にでも起こりうる」という危機感のもと、生徒を見守り、様々な手立てで早期発見 （実態把握） ・教育相談を年2回実施する。担任以外の教員との相談を生かし、全教職員が一人一人の生徒の生活・心の様子を十分に把握し、いじめの早期発見に努める。 ・普段から生徒との人間関係を大切にすることで、生徒がいつでも誰かにいじめを訴えたり、相談できたりするような体制を整える。 ・集団アセスメント（hyper-QU）を実施し、講師を招聘して専門的見地から指導してもらい、いじめの早期発見と取組の改善を図る。 ・いじめについてのアンケート調査を実施する。（年3回、学期ごと） ・いじめの認知件数が0になる場合は保護者対象にアンケート調査を実施する。 （情報共有化） ・職員会議での情報交換により、全教職員が同じ情報を共有し、生徒理解に努める。普段から細かな情報でも報告・連絡・相談を行う。 ・毎週1回、生徒指導委員会を時間割の中に組み込むことで、必ず実施する。生徒指導委員会で話し合った内容については、学年主任が各学年に文書または口頭で必ず伝達する。 ・いじめ認知のハードルを下げず、生徒の気になる言動があれば、その場で指導するとともに職員朝礼や生徒指導委員会で報告し、全教職員で共有する。 ・各事案について、事実や指導の経過を記録し、保存しておく。 （保護者との連携） ・保護者や地域に向け、情報提供をしてもらうための啓発活動を行う。保護者から情報提供があった場合には真摯に向き合い、指導の経過や経緯について説明できるようにする。		
		③ いじめへの対応	被害を受けた生徒が最優先。保護者などとの連携と加害生徒への指導と再発防止 （いじめの認知） ・速やかにいじめ対策委員会（生徒指導委員会）を招集し、情報を共有し、組織的対応の検討を行う。 （事実の明確化） ・関係者からの聞き取りやアンケート調査を行い、事実を明確にする。重大事案では、教育委員会や関係機関との連携を密にして事実調査を行う。 （被害生徒への支援） ・被害生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ・SCなどの専門家とも連携し、安心して登校できる状況を構築する。 ・保護者への事実の報告、対応や長期的な取組についての理解と協力を仰ぐ。 （加害生徒への指導） ・「いじめは絶対に許されない行為」であるという毅然とした対応で指導する。 ・当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。 （再発防止） ・再発防止には学校中心で取り組むが、教育委員会、弁護士、警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用する。	